

阿賀野市告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び阿賀野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年阿賀野市条例第28号）第6条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、同条例第6条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年1月10日

阿賀野市長 加藤 博 幸

施設 の 名 称	指 定 管 理 者 の 名 称 及 び 所 在 地	指 定 期 間
阿賀野市神山児童クラブ	社会福祉法人みのり会 新潟県阿賀野市上高関107番 地3	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで